



定期保険および第三分野保険に係る保険料の取扱い

※保険を大きく分けると、人の命や身体に対して保障する生命保険（第一分野）とそれ以外の物を対象とする損害保険（第二分野）に分けられます。

定期保険や終身保険、養老保険などは第一分野（生命保険）、火災保険や自動車保険は第二分野（損害保険）となります。また、医療保険やガン保険などは、第一分野と第二分野の中間に位置するものとして第三分野とされています。

4月11日に国税庁より、定期保険やがん保険などの保険料の損金算入に関する通達改正案が公表され、パブリックコメントの募集が始まりました。意見募集は5月10日で締め切られましたので、今後、実際の改正通達が発遣（はっけん）されることとなります。

今回は、通達改正案の内容を確認してみましょう。

1.改正理由

国税庁の発表では、今回の改正に至った理由について以下の4つを挙げています。

- ① 保険会社各社の商品設計の多様化や長寿命化等により、それぞれの保険の保険料に含まれる前払部分の保険料の割合にも変化が見られること
- ② 類似する商品であっても個別通達に該当するか否かで取扱いに差異が生じていること
- ③ 前払部分の保険料の割合が高い同一の商品であっても加入年齢や保険期間の長短により取扱いが異なること
- ④ 第三分野保険のうち個別通達に定めるもの以外はその取扱いが明らかではなかったこと

以上のことから、各保険商品の実態を確認して、その実態に応じた取扱いとなるよう資産計上ルールの見直しを行うとともに、類似する商品や第三分野保険の取扱いに差異が生じることのないよう定期保険および第三分野保険の保険料に関する取扱いを統一としています。

2.改正案の概要

(1) 定期保険および第三分野保険の保険料に関する原則的な取扱い

第三分野保険の保険料は危険保険料および付加保険料のみで構成されており、その保険料の構成は定期保険と同様と認められることから、従来の定期保険の取扱いに第三分野保険の取扱いを加え、これらの保険料に含まれる前払部分の保険料が相当多額と認められる場合を除いて、期間の経過に応じて損金の額に算入することとなります。

※ 保険料は保険金支払いの財源となる「危険保険料」と保険制度を運営・管理していくために必要な経費に充てる「付加保険料」から構成されています。

(2) 定期保険等の保険料に相当多額の前払部分の保険料が含まれる場合の取扱い

対象となる保険は、定期保険または第三分野保険で、以下の内容のものになります。

- ① 契約者：法人
- ② 被保険者：役員または使用人（これらの者の親族を含みます）
- ③ 保険期間：3年以上
- ④ 最高解約返戻率：50%超



<最高解約返戻率が50%超 70%以下の契約の場合>

保険期間の開始日～ 保険期間の前半4割の期間 ex.契約時の年齢が40歳で、保険期間が100歳までの場合は、40歳～64歳までの期間が該当	保険期間の前半4割が経過した後～ 保険期間の前半7.5割の期間	保険期間の前半7.5割が経過した後～ 保険期間の終了日
支払った保険料の60%が損金算入	支払った保険料の全額が損金算入	支払った保険料の全額が損金算入 かつ 保険期間の前半4割の期間で資産計上した金額を均等に損金算入

<最高解約返戻率が70%超 85%以下の契約の場合>

保険期間の開始日～ 保険期間の前半4割の期間	保険期間の前半4割が経過した後～ 保険期間の前半7.5割の期間	保険期間の前半7.5割は経過した後～ 保険期間の終了日
支払った保険料の40%が損金算入	支払った保険料の全額が損金算入	支払った保険料の全額が損金算入 かつ 保険期間の前半4割の期間で資産計上した金額を均等に損金算入

<最高解約返戻率が85%超の契約の場合>

保険期間の開始日～ 最高解約返戻率になる期間のうち最初の10年間	左記期間の経過後～ 最高解約返戻率となる期間等	最高解約返戻率となった後の期間
支払った保険料×(1-最高解約返戻率×90%) が損金算入 ex.最高解約返戻率が90%の場合、 90%×90%=81%が資産計上となり 19%が損金となる。	支払った保険料×(1-最高解約返戻率×70%) が損金算入	支払った保険料の全額が損金算入 かつ 資産計上した金額を均等に損金算入

3.個別通達の廃止

今回の改正通達により、定期保険および第三分野保険に関する取扱いが統一されることから、商品類型ごとに取扱いを定めていた個別通達は廃止されることとなります。

4.適用時期

改正通達案では「平成31年〇月〇日（改正通達の発遣日）以後の契約に係る定期保険又は第三分野保険の保険料について適用します。」とされています。

おそらく既に契約が済んでいる定期保険や第三分野保険については従前の取扱いが守られるでしょう。

現時点（2019年6月1日）では、あくまでも通達改正案の段階ですが、過去の改正の状況から判断すると、改正案のまま発遣される可能性が高いように思われます。

今後は改正通達のもとで、どのような生命保険に加入すべきかを慎重に検討しなければならないでしょう。

お問い合わせ・ご相談は…



〒107-0052
東京都港区赤坂8丁目4番14号 青山タワープレイス3階
TEL:03-6439-5800 FAX:03-6439-5850



〒101-0029
東京都千代田区神田相生町1番地
秋葉原センタープレイスビル7階
TEL:03-3525-8332 FAX:03-3525-8367